平成２９年（フ）第４８７６号
大阪市淀川区十三本町２丁目８番21―205号
債務者　黒田　克一
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３７８号
大阪市港区市岡元町３丁目13番１号
債務者　西田　和良
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４０９号
大阪府高槻市高槻町12番４号
債務者　坂本　好隆
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４１４号
大阪市生野区生野東１丁目６番２―508号
債務者　滝井泰秀こと　朴　　泰秀
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４１５号
大阪市生野区生野東１丁目６番２―508号
債務者　眞柄　公子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４１７号
大阪府東大阪市上四条町23番17号
債務者　吉田　幸二
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４１９号
大阪市東淀川区井高野２丁目５番８号　井高野中央ビル　300号
債務者　藤田　美幸
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６号
北海道赤平市若木町南３丁目３番地　青葉団地　Ａ―301号室
債務者　小濱　由夏
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
北海道滝川市滝の川町東３丁目10番４号　滝の川団地73号
債務者　亀井　誠司
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
北海道登別市富岸町２丁目８番地１　アリコベールＢ棟201号室
債務者　加藤美智子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
北海道室蘭市母恋北町１丁目２番６号
債務者　石川さおり
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
北海道虻田郡倶知安町南６条西２丁目１番地43
債務者　神　　政哉
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第１４２号
北海道苫小牧市見山町２丁目11番23号　マイスター見山201
債務者　大和谷　希
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３０６号
盛岡市天昌寺町７番24―304号
債務者　森越　　葵
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３５９号
盛岡市浅岸２丁目22番27号　アイリス長岡Ｄ―102号
債務者　畑中　　稔
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３６６号
岩手県九戸郡洋野町種市第１地割15番地135
債務者　藏　　忠正
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６５号
群馬県邑楽郡明和町下江黒555番地２
債務者　青木　伸彦
1　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
前橋地方裁判所太田支部